

運賃の種類、額及び適用方法

穂①路線名；葦崎深田公園線

1) 運賃の種類

旅客運賃の種類		料 金
普通旅客運賃	片道	別表(二)
旅客運賃の割引	身体障害者割引、 児童福祉法の適用 を受ける者に対する 割引・知的障害 者に対する割引	普通旅客運賃 (10 円未満四捨五入) 5 割引
	団体割引	20 名以上 (10 円未満四捨五入) 1 割引
	往復割引	130 円引
	乗り継ぎ割引	130 円引
小荷物運賃	その他	輸送区間の遠近に係わらず 1 k g につ き 20 円とする。 但し、最低運賃は 100 円とする。

■旅客運賃の計算方法

表定運賃による

■小荷物運賃の計算方法

ア 小荷物の重量はキログラム単位とし、キログラム未満の端数は切り上げる。

イ 10 k g 以上の運賃は、一律 200 円とする。

2) 運賃の適用方法

この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
運賃区界でない場所から乗車する旅客の運賃は、その場所の外方にある指定停留所である運賃区界停留所からの運賃を適用する。

1. 大人運賃と小人運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 中学生以上の者 小人運賃 小学生以下の者

2. 旅客運賃の適用方法は、次の通りとする。

ア) 普通旅客運賃

①片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

②普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則としてその乗車券での再乗車は認めない。

イ) 特殊旅客運賃

①特殊旅客運賃は、旅客が同一停留所間を不定回数乗車する場合、又は旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多数回乗車する場合に適用する。

②特殊普通乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

3. 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次の通りとする。

ア) 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第14項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

イ) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条、第41条及び第44条に規定する諸施設により養護または保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

ウ) 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者及び介護人（当社において介護を必要と認めた場合）とする。

エ) 団体割引

旅客が20名以上の団体（当社において旅行目的及び行程を同じくする者で構成された旅客であることを認めた場合）とする。

オ) 往復割引

旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の特定停留所間を往復利用する旅客とする。

カ) 乗継割引

旅客が当社の運行する路線の内の異なる系統（起終点のいずれかを同じとする）を乗り継ぐ旅客とする

4. 運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。
5. 小荷物運賃の適用方法は、次の通りとする。
小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。